

次世代法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

次世代育成支援対策推進法、及び女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間

2. 次世代育成支援対策推進法(次世代法)

①目的

社員が仕事と子育て(家庭)を両立することができ、すべての社員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定し、行動する。

②目標及び対策内容

目標1 ワークライフバランス(仕事と生活の両立実現のための施策)の充実のため、働き方の見直しを行い、次の目標を達成する。

■数値目標：計画期間内に、残業時間の10%削減

[対策] 2022年4月～ 残業時間の集計・分析を行い、状況を把握
2022年7月～ 管理の徹底で残業時間の削減

目標2 男性社員の仕事と子育ての両立を推進し、次の目標を達成する。

■数値目標：計画期間中に男性社員の育児休業取得者1人以上

[対策] 2022年4月～ 男性社員の育児休業取得について、制度の周知と取得推進
2022年6月～ 休業前後の業務引き継ぎ体制の整備

3. 女性活躍推進法

①目的 女性が働きやすい環境を作ることにより、女性社員がその能力を十分に発揮し、活躍できるようにするため、行動計画を策定し、行動する。

目標 女性の活躍推進のために必要な施設や設備を、女性社員の意見や要望、職場の実情を踏まえて設置し、または充実させ、快適な職場環境を整備する

■数値目標:環境整備を2023年3月迄に実施

[対策] 2022年4月～ 女性社員へのヒアリング実施、課題整理・分析
2022年7月～ 成型職場休憩室の拡張・整備
2022年10月～ 女子更衣室の拡張
2023年1月～ 女子トイレの拡張・整備